

京都市告示第 173 号

平成 17 年 4 月 4 日付けで認可した南巽町自治会，平成 20 年 12 月 19 日付けで認可した仲西町町内会，平成 22 年 12 月 21 日付けで認可した藤ノ木町北部町内会，平成 15 年 10 月 29 日付けで認可した周山大区について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 29 年 6 月 9 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 南巽町自治会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市西京区桂南巽町 5 4 番地 2	京都市西京区桂南巽町 7 5 番地 3

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
西川 元雅	河 鉄也

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市西京区桂南巽町 5 4 番地 2	京都市西京区桂南巽町 7 5 番地 3

2 仲西町町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市上京区東堀川通元誓願寺通上ル村雲町 4 1 5 番地の 1 アーバニス東堀川緑彩通 1 1 0 1 号	京都市上京区元誓願寺通堀川東入西町 4 4 9 番地

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
小西 健治	吉田 忠史

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市上京区東堀川通元誓願寺上ル 村雲町4 1 5番地の1アーバニス東 堀川緑彩通1 1 0 1号	京都市上京区元誓願寺通堀川東入西 町4 4 9番地

3 藤ノ木町北部町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
保木 義博	村田 収

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市中京区西ノ京藤ノ木町1番地	京都市中京区西ノ京藤ノ木町1番地

4 周山大区

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
坂井 保	磯部 進

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区京北周山町下台1番地 の4	京都市右京区京北周山町上代2 9番地 の3

(文化市民局地域自治推進室)